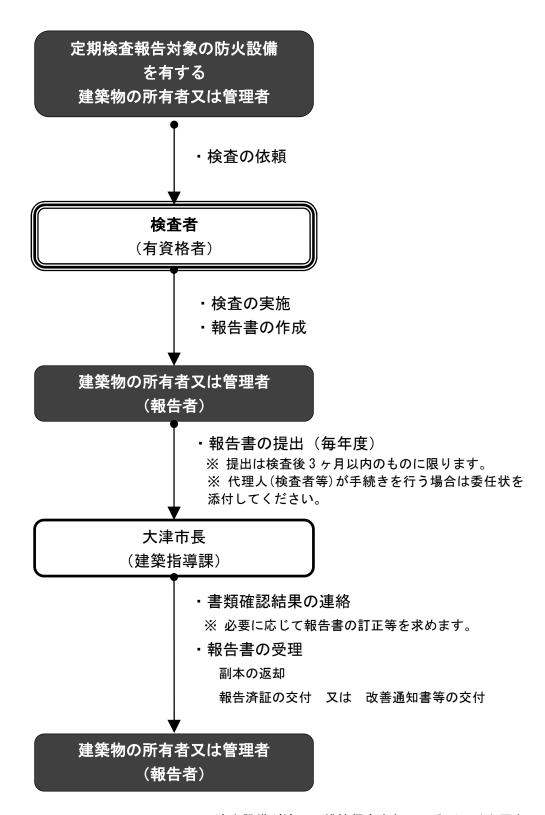
防火設備定期検査報告書作成要領

1 定期検査報告書提出の流れ



※ 防火設備が適正に維持保全されている(又は必要な 改善がすべて完了した)ことが確認できた場合、定期 検査報告済証を交付します。

2 提出書類について

1 定期検査報告書必要書類

下記の(1)から(7)までの書類を提出してください。

- (1) 防火設備の定期検査報告書受付に伴うチェックリスト (正本のみ)
- (2) 定期検査報告書、定期検査報告概要書(概要書は正本のみ)
- (3) 別記様式(検査結果表)
 - ※別記第一号 防火扉がある場合
 - ※別記第二号 防火シャッターがある場合
 - ※別記第三号 耐火スクリーンがある場合
 - ※別記第四号 ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備がある場合
- (4) 別添 1 様式 (検査結果図) 及び 別添 2 様式 (関係写真)
- (5) 検査資格者の証明書の写し
- (6) 委任状(代理人(検査者等)が報告手続きを行う場合に添付) ※令和4年3月31日から委任状への押印は廃止となりましたが、訂正印により訂正を 行う場合は、受任者の委任状への押印は必要とします。
- (7) 上記に係る関係図書

(付近見取図、配置図、平面図等)

※ 提出書類の様式は、大津市のホームページ(建築指導課)からダウンロードが可能です。

2 明示すべき事項

関係図書には、下記の項目を記載してください。

- (1) 付近見取図
 - ・縮尺、方位、道路及び目標物の名称
- (2) 配置図
 - ・縮尺、方位、敷地の境界線
 - ・敷地内における建築物の位置及び用途(棟名称)

(建築物が複数ある場合は報告対象の防火設備を有する建築物の明示)

- (3) 各階平面図 (すべての階)
 - ・縮尺、方位、間取り、室の用途(名称)、開口部の位置、主要部分の寸法
 - ・防火区画 (赤色で着色明示)
 - ・防火設備の位置及び種類並びに各階ごとの防火設備の設置数

(防火扉及び防火シャッター等の種類並びに防火設備及び特定防火設備の区分を明記)

- ・感知器連動式である場合、感知器の位置*及び連動制御盤の位置
- 温度ヒューズ式である場合、防火設備の位置にその旨記入
- 要是正箇所(既存不適格を含む)及びその内容
- 関係写真の撮影筒所と撮影方向
- ※ 多数の防火設備や複数の防火区画があり、区画ごと(又は任意の区域ごと)に検査結果表を作成し添付する場合は、その旨がわかるよう明示し、添付してください。
- ※ 竪穴区画(階段室等の防火区画)において、ひとつの感知器で複数の防火設備の総合的な作動の状況を 確認する場合は、各々の感知器の直近の検査年月(履歴)を記入してください。
- 3 提出部数 2部 (報告者の控えとして、受理後1部を返却します。)